

伊勢崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

伊勢崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

変更なし

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

| 年次        |  | 平成27年<br>(基準年) | 令和7年<br>(基準年の10年後) |
|-----------|--|----------------|--------------------|
|           |  | 区分             |                    |
| 都市計画区域内人口 |  | 836.6千人        | おおむね811.3千人        |
| 市街化区域内人口  |  | 571.1千人        | ※1 おおむね562.9千人     |
| 配分する人口    |  | —              | おおむね548.8千人        |
| 保留する人口    |  | —              | おおむね14.1千人         |
| (特定保留)    |  | —              | —                  |
| (一般保留)    |  | —              | おおむね14.1千人         |

※1 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

平成27年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和7年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

伊勢崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

伊勢崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

変更なし

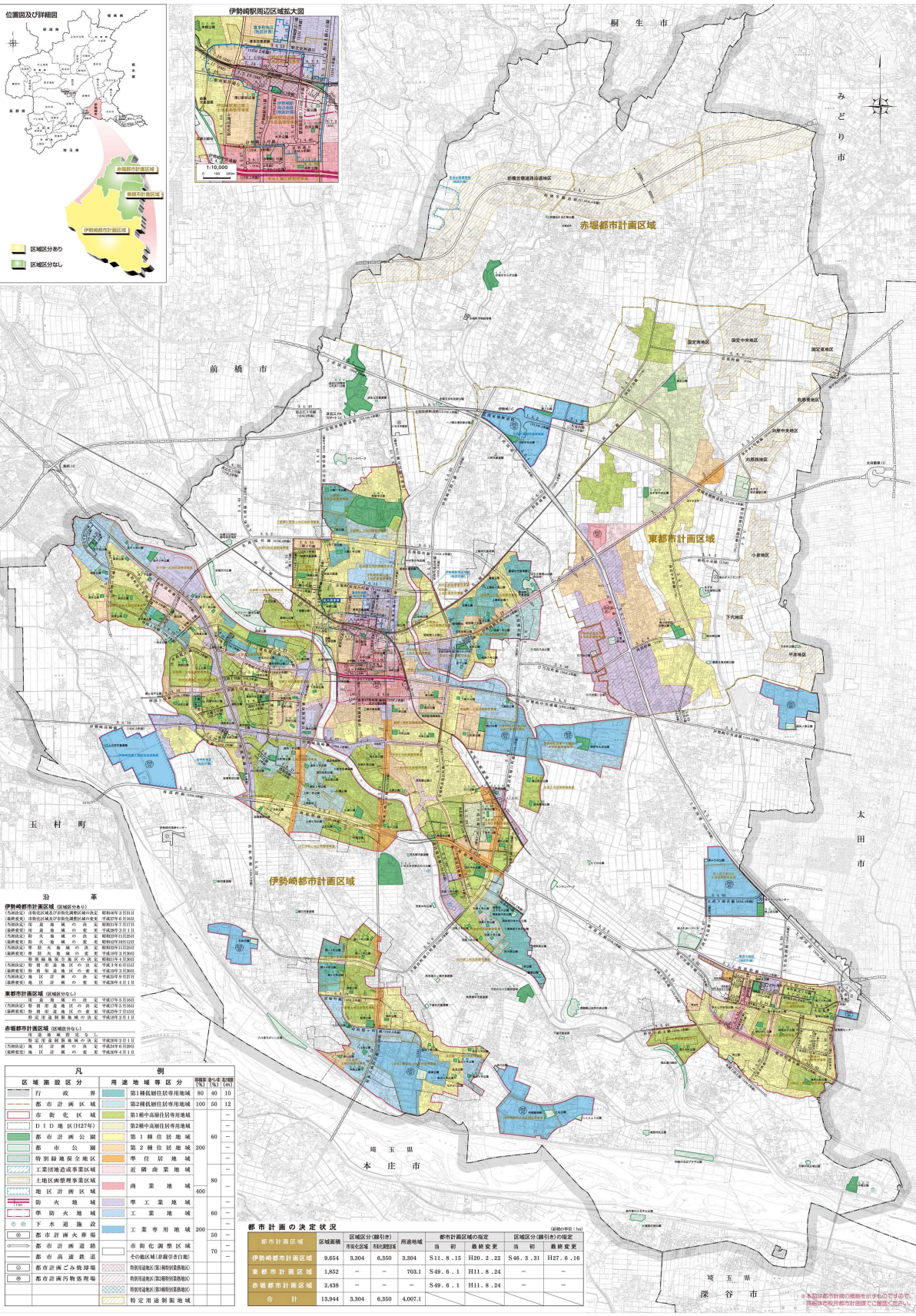
2. 人口フレーム

| 年次<br>区分  | 新              |                    | 旧              |                    |
|-----------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|
|           | 平成27年<br>(基準年) | 令和7年<br>(基準年の10年後) | 平成22年<br>(基準年) | 令和2年<br>(基準年の10年後) |
| 都市計画区域内人口 | 836.6千人        | おおむね<br>811.3千人    | 841.1千人        | おおむね<br>824.6千人    |
| 市街化区域内人口  | 571.1千人        | ※1 おおむね<br>562.9千人 | 575.8千人        | ※1 おおむね<br>566.6千人 |
| 配分する人口    | —              | おおむね<br>548.8千人    | —              | おおむね<br>547.6千人    |
| 保留する人口    | —              | おおむね<br>14.1千人     | —              | おおむね<br>19.0千人     |
| (特定保留)    | —              | —                  | —              | —                  |
| (一般保留)    | —              | おおむね<br>14.1千人     | —              | おおむね<br>19.0千人     |

※1 令和7年及び令和2年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

# 総括図

平成三十一年三月



伊勢崎都市計画

この図面は、1:20,000の縮尺で作成されたものであり、実際の地形や建築物の位置と一致しない場合があります。また、この図面は、都市計画の決定状況を示すものであり、実際の土地利用状況とは異なる場合があります。また、この図面は、都市計画の決定状況を示すものであり、実際の土地利用状況とは異なる場合があります。